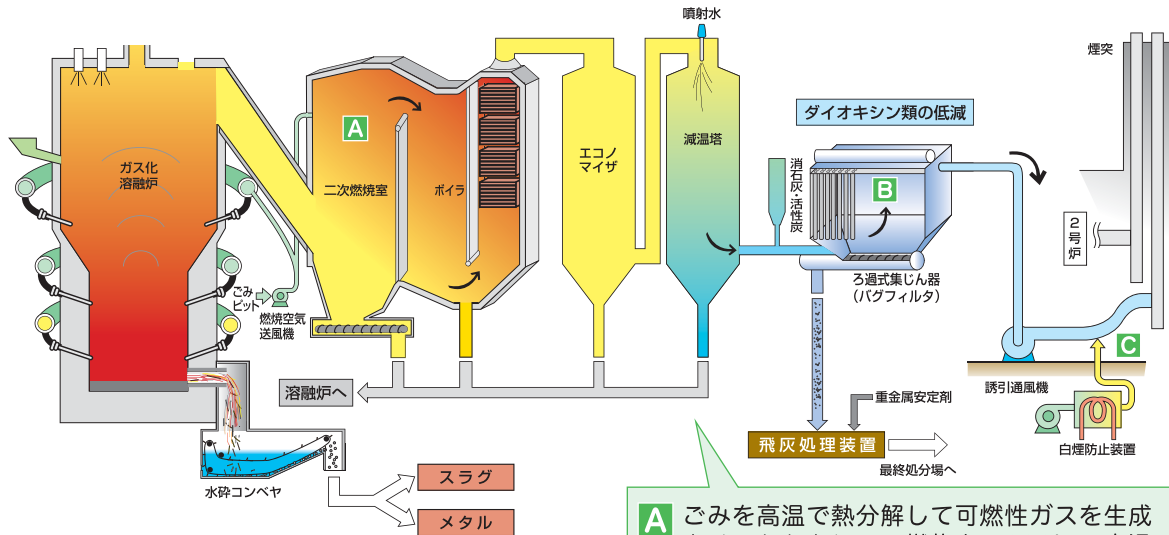


守ります。大気。

エコフロンティアかさまでは、廃棄物による大気汚染を防止するため溶融処理施設に次のような対策を講じています。

1. ガス化溶融炉による処理



2. 排ガス中に含まれる有害物質の削減

排ガス中に含まれる有害物質については、大気汚染防止法によりその基準が定められていますが、当施設では、法令で定められた基準より厳しい基準を設定し、運転管理を行っています。

3. 排ガス濃度の監視

排出ガスをリアルタイムで測定し、当施設内と入口に表示しています。

ガス化溶融炉 ただ今の計測値			
発電電力	3016 kW		
	1号炉	2号炉	国の排出基準
塩化水素	60	60	430ppm以下
窒素酸化物	75	71	250ppm以下
硫黄酸化物	1	10	3040ppm以下
一酸化炭素	1.8	1.0	100ppm以下
ばいじん	0.000	0.000	0.08g/m ³ 以下

- A** ごみを高温で熱分解して可燃性ガスを生成させるとともに、不燃物を1,600℃の高温で溶融し、独立した燃焼室で燃焼させることで、完全燃焼を行い、ダイオキシン類を分解します。
- B** 燃焼時に発生する有害物質は、消石灰と活性炭で吸着・ろ過処理をして除去しています。
- C** 排出ガスについては、24時間連続で測定しています。



溶融処理施設

施設概要

【管理型最終処分場】用地面積…28.6ha・埋立地面積…9.8ha 【埋立容量】約240万m³
 【焼却・溶融処理施設】処分能力…145t/日(72.5t/日×2炉)・処理方式…高温ガス化直接溶融方式
 付帯施設…蒸気タービン発電施設(7,200kw×1基)

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

〒309-1603 茨城県笠間市福田165番地1 Tel.0296-70-2511 / Fax.0296-70-2515

ホームページ▶<http://ef-kasama.or.jp/> エコフロンティアかさま

特定行政書士になろう

□「行政手続きのプロフェッショナル」の安心感をお客様に

□行政書士の新たな活躍の場

□お客様の「困った…」を最後まで支える

広がる可能性。広げる将来性。



特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記されます。

【申込期間】 平成30年5月1日[火]～5月31日[木]

【研修期間】 平成30年7月～10月

(期間内で各単体会が指定するクールにて実施します。)

【考査日】 平成30年10月21日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成30年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ



「プレ研修」は
日行連
ホームページで
公開中!



日本行政書士会連合会



行政いばらき

5

2018 No.238

発行所 茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル5階)
<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>